

号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

- (1) 指定福祉型障害児入所施設 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設のうち法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。
- (2) 指定医療型障害児入所施設 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設のうち法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。
- (3) 指定障害児入所施設等 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。
- (4) 指定入所支援 法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。
- (5) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号（法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (6) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (7) 入所給付決定 法第24条の3第4項に規定する入所給付決定をいう。
- (8) 入所給付決定保護者 法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。
- (9) 給付決定期間 法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。
- (10) 入所受給者証 法第24条の3第6項に規定する入所受給者証をいう。
- (11) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第2項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり本市並びに都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（本市を除く。）及び法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「本市等」という。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第24条の12第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第47条第3項中「都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事並びに指定都市及び児童相談所設置市の長（以下「本市等の長」という。）」と、「関して都道府県知事」とあるのは「関して本市等の長」と、「、都道府県知事」とあるのは「、本市等の長」と、同条第4項中「都道府県知事」とあるのは「本市等の長」と読み替えるものとする。

入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり本市等が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第3条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第46条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止

【章名を削る】

【節名を削る】

（評価結果の公表及び外部評価の活用）

第4条 指定福祉型障害児入所施設は、省令第20条第3項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

イ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

(3) 児童指導員（熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第28条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 （ア）から（ウ）までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める数

（ア） 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上）

(節を削る)

(イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第2項第2号及び第4項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次条第2項第3号において同じ。）（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（次条第3項第3号及び第53条第1項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上）

(ウ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 調理員 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設基準条例第68条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3 第1項各号（第1号を除く。）及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（平26条例83・平30条例54・一部改正）

第2節 設備に関する基準

第5条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければ

ならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、次の各号に掲げる当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）

(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、6人以下とし、1人当たりの床面積は、3.3平方メートル以上とすること。

(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

【節名を削る】

【第6条から第40条までを削る】

（平30条例54・一部改正）

第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第34条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（提供拒否の禁止）

第7条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第8条 指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について本市等が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第10条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等確かめるものとする。

（障害児入所給付費の支給の申請に係る援助）

第11条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第12条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居住地の変更が見込まれる者への対応）

第13条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の本市等に連絡しなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第14条 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次項において「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく本市等に対し報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに本市等に報告しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第15条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第16条 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(入所利用者負担額の受領)

第17条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合にあっては児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額を、法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合にあっては同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額を限度とする。)

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、市長が別に定めるところによるものとする。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定福祉型障害児入所施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

第18条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を本市等に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

第19条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、第17条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定入所支援の取扱方針)

第20条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わ

なければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。

4 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

(入所支援計画の作成等)

第21条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する入所支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第22条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第24条に規定する相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（検討等）

第23条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

（相談及び援助）

第24条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（指導、訓練等）

第25条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時 1 人以上の従業者を指導、訓練等に從事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第26条 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第27条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第28条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

<u>児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</u>	<u>入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</u>
<u>障害児が通学する学校における健康診断</u>	<u>定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第29条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第30条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第31条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る市長が

定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

（入所給付決定保護者に関する本市等への通知）

第32条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市等に通知しなければならない。

（管理者による管理等）

第33条 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第34条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第40条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 主として入所させる障害児の障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第35条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第36条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第37条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(身体拘束等の**実施に係る連絡義務**)

【削る】

【削る】

第5条 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等を行った場合は、市及び当該障害児の保護者への連絡

(衛生管理等)

第38条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきししなければならない。

(協力医療機関等)

第39条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第40条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の**禁止**)

第41条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等を行った場合は、市及び当該障害児の保護者への連絡をしなければならない。ただし、当該障害児に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性

をしなければならない。ただし、当該障害児に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該障害児の保護者に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

【第42条から第51条までを削る】

が高い場合であって、あらかじめ当該障害児の保護者に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

(虐待等の禁止)

第42条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第43条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第44条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第45条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第46条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(平26条例30・平30条例54・一部改正)

(苦情解決)

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により本市等の長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して本市等の長が行う調査に協力するとともに、本市等の長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、本市等の長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市等の長に報告しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第48条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第49条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市等、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第50条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第51条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 入所支援計画

(2) 第15条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第32条の規定による本市等への通知に係る記録

(4) 第41条第2項に規定する身体拘束等の記録

(暴力団員等の排除)

第6条 指定福祉型障害児入所施設の設置者及び管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

（準用）

第7条 第4条から前条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

【章を削る】

(5) 第47条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第49条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員等の排除)

第52条 指定福祉型障害児入所施設の設置者及び管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

【新設】

第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第53条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数

(2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 （ア）又は（イ）に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数

（ア） 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上

（イ） 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1 以上

(3) 心理指導を担当する職員 1 以上（主として重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

(4) 理学療法士又は作業療法士 1 以上（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

(5) 児童発達支援管理責任者 1 以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。）において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3 第 1 項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者総合支援法第 5 条第 6 項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第 5 項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第 5 項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 96 号。次条第 5 項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第 51 条第 1 項から第 6 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前 3 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 2 節 設備に関する基準

第 54 条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。

(2) 訓練室及び浴室を有すること。

2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第 2 号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。

(1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第2号及び第2項各号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス等基準条例第53条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

第55条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

(2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型障害児入所施設は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型障害児入所施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第56条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型障害児入所施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第57条 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第58条 第6条から第16条まで、第18条、第20条から第38条まで、第40条から第44条まで、第45条第1項、第46条から第49条まで、第51条及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、第29条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第32条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第40条中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとす

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

【削る】

附 則（平成 26 年 3 月 25 日条例第 30 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日条例第 83 号）
この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日条例第 54 号）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定福祉型障害児入所施設であってこの条例による改正前の第 4 条第 4 項及び第 5 条第 6 項の規定の適用を受けていたものに係る人員及び設備に関する基準につ

る。

附 則

第 1 条 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 平成 23 年 6 月 17 日前から存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）第 5 条による改正前の法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定知的障害児施設等（知的障害児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第 27 条の規定により整備法第 5 条による改正後の法第 24 条の 2 第 1 項の指定を受けたものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第 5 条第 3 項の規定を適用する場合には、同項第 2 号中「4. 95 平方メートル」とあるのは「3. 3 平方メートル」とし、同項第 3 号の規定は適用しない。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日条例第 30 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日条例第 83 号）
この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日条例第 54 号）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定福祉型障害児入所施設であってこの条例による改正前の第 4 条第 4 項及び第 5 条第 6 項の規定の適用を受けていたものに係る人員及び設備に関する基準については、この条例による改正後の第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

いては、この条例による改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。	
---	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。